

○議長（吉田敏郎）

日程第4 議案第30号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、選挙長等の費用弁償額が改定されたことから、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは議案を朗読いたします。

議案第30号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月21日提出、開成町長、府川裕一。

まずはじめに今回の条例改正の趣旨について御説明を申しあげます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が、本年5月15日に公布されました。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律は、国がその経費を負担しなければならない衆議院議員及び参議院議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査等の執行に関し、地方公共団体の事務に要する経費について、国が負担する経費の基準を定めているもので、諸物価の変動や選挙施行の実態等を踏まえ、原則3年ごとに法改正が行われております。

今回の法改正では、最近における物価の変動及び公務員給与の改定等を踏まえ、選挙長等の費用弁償の額が改定され、7月に執行が予定されております、第25回参議院議員通常選挙から適用されることとされております。

今回、御提案いたしました条例の一部改正は選挙長、選挙立会人、投票管理者、投票立会人、開票管理者及び開票立会人の報酬額について国の選挙執行経費基準法の改正を踏まえ同様の改定を行うものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を、改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

下段が改正前、上段が改正後となっております。

表中、別表5項の改正では、選挙長の報酬額につきまして、選挙1回につき、1万600円を選挙1回につき、2万1千600円に改めるものでございます。この理由といたしましては、選挙長は選挙会に関する事務を担当しており、実際の選挙執行においては告示日における立候補の届出受理、選挙期日における選挙会の2回の執務が予定されていることからなります。

改正後の国の選挙執行経費基準法では、選挙長の報酬額は日額1万800円と定められておりますが、町長選挙及び町議会議員選挙におきましては、選挙会と開票事務をあわせて行っており、午前0時を超えて開票事務を行うことが想定されることから、日額で規定した場合には、支給額に若干疑義が生じることから、今回規程の整理をさせていただきます、選挙1回につき、国の選挙執行経費基準法の日額の2日分を支給する旨を明確にするものでございます。

別表の6項の改正では、選挙立会人の報酬について、選挙1回につき8千800円を選挙1回につき8千900円に。

別表の7項の改正では、投票所の投票管理者の報酬額につきまして、選挙1回につき、1万2千600円、こちらは逆に日付をまたがるということはありませんので、日額1万2千800円、期日前投票所の投票管理者の報酬額につきましても、日額1万1千100円を1万1千300円に、別表8項の改正では、投票所の投票立会人の報酬額について、選挙1回につき1万700円を日額1万900円に、期日前投票所の投票立会人の報酬額について、日額9千500円を日額9千600円に。別表の9項の改正では、開票管理者の報酬額について選挙1回につき、1万600円を選挙1回につき1万800円に。

別表の10項の改正では、開票立会人の報酬額について選挙1回につき、8千800円を同じく選挙1回につき8千900円にそれぞれ改めるものでございます。

附則を御覧ください。本条例の施行公布の日からと定めるものでございます。

説明は以上になります。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。選挙長のところなのですけれども、1万600円が2万1千600円ということで、2日になったのでそれを明確にするということのようですが、そう考えると、同じ選挙というのは、過去に何十年もあったわけですよ。そのときまでは、まあ良いかなということでやって、ようやくここで2日間出るから2日分にしようかというようなことが、国をはじめ、今回、そういうふう考えたということではよろしいわけですか。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、武井議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの選挙長の職務につきまして、今、1回につきといいますと、統一地方選挙を先ほど申しあげましたように、町長選挙、町議選挙の場合は、告示日に選挙長としての仕事がありまして、また、一般的には国政選挙ですと、開票というのがありますが、そちらのほうが選挙会という名前になって、開票とあわせて行うこととなります。ということで、今までも1回の選挙につき、というふうに厳密にしてみると、同じ選挙でございますので、一度しか報酬が払えないという読み方もあったと。ただ、実際は2日間お仕事されているので、それをそれぞれ日額に改めてという、今回、そういうふうなことがきちんと整理しましょう。というものでございますので、今まで1回につきだったので、1日分しかお支払いしていなかったというわけではなく、今までは、ちょっとそこの読み方を、不明瞭なところがありましたので、ここで全て文言を整理させていただくという考え方でおります。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。この報酬の改正による、影響額、総額を計算されていたら教えてください。またその総額に対する予算の手当はどういうふうにされているか、教えてください。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、茅沼議員の御質問にお答えいたします。こちら、実は後ほどの補正予算のほうにも影響が出てまいります。実は開票管理者のほうで言うと2千円となっております。

それから、投票管理者等の報酬につきましては、全体で、参議院選挙で申しあげておりますが、1万2千円ということになってございます。いずれもこれは委託選挙になっておりますので、執行経費が範囲内で執行というふうに考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第30号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決しました。